

「徳島県交通安全の推進に関する条例(案)」に係るパブリックコメントの結果について

- (1)募集期間 令和元年11月25日(月)から令和元年12月16日(月)まで
 (2)意見提出件数 10件
 (3)御意見の概要と考え方について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>最近、あおり運転などの危険運転のことが、ニュースでよく流れており、自分も高速道路を運転したりするので、他人事とは思えない状況です。</p> <p>この条例を契機に、少しでも悪質な運転が減ることを願います。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましても、県民の運転マナーの向上やあおり運転等の危険な運転行為の根絶は重要な問題と考え、このたびの条例を制定することとなりました。</p>
2	<p>徳島県は運転マナーが悪いことで有名です。子供を乗せて運転していた時に、ちょっとした事で怒鳴られて、怖い思いをしたことがあります。</p> <p>条例ができることを機に、県民のモラルがもっとよくなることを願います。</p>	<p>この条例の制定を契機とし、交通安全に対する県民の意識を高め、全ての県民一人一人が真剣に交通安全と向き合い、交通事故を起こさせない社会風土や環境づくりがなされるよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p>
3	<p>県南に仕事に行っていますが、皆急いでいるせいか、スピードが速いようです。小さな事故でも渋滞が発生し、非常に迷惑がかかるので、一人一人が交通マナーや法律を守るよう気を引き締める必要があると思います。交通安全の条例ができるとのことなので、徳島県民の交通安全への意識が少しでも良くなればと思います。</p>	<p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
4	<p>徳島県は特に車の運転マナーが悪いようで、スマホをしながら運転する人も多数見かけます。ゲームをしながらの運転による重大事故も起こっており、そういった危険な運転が行われないように推進等する内容であるこの条例ができることはとても良いことだと思います。危険運転やそれによる事故等が少しでも少なくなるよう、実行力があり、積極的な取組をお願いします。</p>	

5	<p>昨今は、自転車のながら運転による死亡事故についても、ニュースで耳にする機会が増えたように感じます。自転車の運転手に関しても、自動車の運転手と同様に、交通ルール・マナーを遵守し、日頃から安全運転を心がける義務があると思います。</p> <p>県が主体となり、積極的に両者の意識改革を促し、交通安全の推進に努めていただきたいと思います。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、交通ルール・マナーの遵守及び若い世代への交通安全の普及啓発については、重要であると考えており、条例案第17条第1項において県民の交通安全の知識の普及及び意識の高揚を図るため、市町村、事業者、関係団体等と連携した交通安全教育の推進、同条第2項において児童、生徒又は学生に対する、交通安全教育の実施についての規定を盛り込んでおります。</p>
6	<p>最近、学生さんの間でスポーツバイクが流行していて、スピードも出るので、危ない思いをすることが多くあります。また、朝の通学時は信号無視や無理な横断も見かけます。自転車による加害者、被害者にならないためにも、この条例制定をきっかけに若い世代への交通安全の普及啓発を更に進めていただくことを期待します。</p>	<p>また、県においては、特に自転車の利用について、平成28年3月に「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」を定め、県民への自転車交通安全教育等の取組が進められているところです。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策にいかされるよう、関係部局にお伝えするとともに、県議会としましては県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p>

<p>7</p>	<p>日頃、自動車を運転していて感じるのが、自転車マナーの悪さである。特に未成年者(小・中・高校生)は運転免許も取得していないことから、免許取得者と比較しても交通ルールに対する認識が甘いように感じる。自転車は免許がなくても乗ることができる。だからこそ、自動車を運転するのと同様に交通ルールを厳密に守るよう、幼少期からの学校等での指導が重要だと考える。</p> <p>当条例においては、交通安全教育の推進について、第17条2項で「児童、生徒又は学生に対して交通安全教育を実施するよう努めるものとする。」と、施設の長に対する努力義務規定になっているが、「実施しなければならない。」と、義務規定にしてはどうか。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、幼少期からの学校等での指導については、重要であると考えており、条例案第17条第2項において児童、生徒又は学生に対し、交通安全教育の実施の規定を盛り込んでおります。</p> <p>「条例案第17条2項の末尾を義務規定にしてはどうか」との御意見については、この条例が理念や方針を示したものであり、関係機関等の役割については、条例の趣旨・目的に理解をいただいた上で、自主的な行動を促すということから、条文の語尾は、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策にいかされるよう、関係部局にお伝えするとともに、県議会としてましても県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p>
<p>8</p>	<p>県内の交通死亡事故件数及び交通事故死者数は、昨年に比べ増加しており、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト1位となっています(令和元年10月31日現在)。また、全国的にも「あおり運転」や「ながらスマホ」、「高齢ドライバーによる重大な事故」などが、大きな話題となっています。</p> <p>このような中、この条例を制定することは、まさに時宜を得たもので、特に本県のような車が欠かせない社会ではなおさら重要な条例だと思います。この条例の制定を契機に、今後、県や関係機関、また、県民一人一人が交通事故のない社会の実現に努めていくことを期待します。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。また、条例制定の趣旨に御賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例の制定を契機とし、交通安全に対する県民の意識を高め、全ての県民一人一人が真剣に交通安全と向き合い、交通事故を起こさない社会風土や環境づくりがなされるよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p> <p>交通安全の取組については、行政、県民及び関係団体等が相互に連携を図りながら、進めていくことが重要であることから、県民一人一人が主体的に交通安全に取り組み、条例の趣旨が広がっていくよう、皆様の御協力をお願いいたします。</p>

<p>9</p>	<p>自分も70歳近くなり高齢ドライバーとなり、昨今の高齢者事故のニュースが耳に痛いです。誰も加害者にもなりたくないし、被害者にもしてはいけない。</p> <p>条例制定は非常に良いことだと思います。免許返納の促進施策や公共交通の利便性の向上を県として積極的に頑張ってくださいと思います。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としまして、この条例の制定を契機とし、高齢者事故の減少や移動手段の確保に向けた施策が進むよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p>
<p>10</p>	<p>田舎では、車の運転ができないと生活ができません。地域に住んでいる人間は高齢者が多く、皆少なからず運転に不安を覚えることもあります。</p> <p>是非、交通事故が少しでも無くなるよう、条例を広めて欲しいと思います。</p>	<p>今後、この条例について、様々な機会を捉えて、県民に情報発信がなされるよう、関係部局にお伝えします。</p> <p>また、交通安全の取組については、行政、県民及び関係団体等が相互に連携を図りながら、進めていくことが重要であることから、県民一人一人が主体的に交通安全に取り組み、条例の趣旨が広がっていくよう、皆様の御協力をお願いいたします。</p>